

# 草加市立栄中学校 携帯電話等の取扱いに関するガイドライン

令和3年7月

草加市立栄中学校

## 1 ガイドラインについて

このガイドラインは、草加市教育委員会が、令和2年7月31日に文部科学省初等中等教育局長より出された「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知を受け、草加市立小中学校に対し「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」を示し、各学校に対し、学校における携帯電話の取扱いに関し、各学校の実態を踏まえ指導方針を定め、生徒や保護者に周知し、生徒に対し適切に対応するよう指示したことを受けて策定したものです。

なお、本ガイドラインは市教育委員会の「学校における携帯電話の取扱いに関する指導方針」「草加市立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」をもとに作成しました。

※「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」「草加市立中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」は草加市教育委員会 HP に掲載されています。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは次のものをいいます。

- ①フィーチャーフォン
- ②スマートフォン
- ③子供向け携帯電話(基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの)

## 2 本校における学校への携帯電話の持込みについて

本校では携帯電話は、生徒のネットトラブルの増加や授業専念の妨げが懸念され、学校における教育活動に直接必要でないものであることから、学校への携帯電話の持込みは原則禁止とします。個別の状況に応じて、やむを得ない事情(原則禁止の例外と認められる事情)がある場合には、保護者が学校より許可を受けるための「申請書」と「同意書」を提出してください。その後、学校が申請内容を検討し、やむを得ない事情に該当すると判断し、同意書のすべての項目に同意が得られている場合に許可書を発行します(下の申請の流れ参照)。その際、申請書の提出により、すべての場合に持込みが許可されるわけではないことに御留意ください。

※部活動については個別のやむを得ない事情には該当しません。

※市内より通学している生徒については原則許可しません。個別の事情に応じて、期間を定めて許可する場合があります。

※やむを得ない事情とは、区域外就学を申請し、遠方(市外)から一人で通学している生徒等が

該当します。

### 申請の流れ

- ①個別の事情があると考えた保護者から担任へ連絡し相談する。

- ②担任から「申請書」「同意書」を受け取り、保護者が作成し担任へ提出する。
- ③学校で申請内容を検討し（場合により保護者との面談）許可・不許可を判断する。
  - ※不許可の場合は同意書は保護者に返却する。
- ④許可を受けた保護者へ学校から許可書を発行する。
- ⑤持込み当日に学校と登下校及び学校での保管・管理について確認をする。
  - ※持込みが認められた生徒及び保護者は同意書のすべての内容を厳守する。

### 3 保護者の方へお願い

本ガイドラインは、生徒に携帯電話の所持を推奨するものではありません。子供に携帯電話をもたせるかどうかは、各御家庭の方針に従って保護者が判断することです。しかし、携帯電話は便利なツールですが、トラブルが多く発生していることも事実です。保護者の方が責任を持って使用方法や使用時間等の取扱いや管理、使用に伴う危険、トラブル等への対処を行うことが必要です。子供とルールを確認し、保護者の方の責任のもとで守らせることが、安全確保や適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

### 4 携帯電話を持込みに係る遵守事項

学校から許可書が発行された場合は、生徒及び保護者は以下の点について守ってください。

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯のためです。
- (2) 登下校中は携帯電話をカバンの中に入れ、災害時や防犯に巻き込まれる等の緊急の場合  
以外では使用しません。
- (3) 校内では電源を切り、登校時に職員室に預け、下校時に受け取ります。
- (4) 生徒が使用ルールに従わなかった場合は、保護者は学校の指示に従い、一時的または長  
期的に所持を制限するなどしたうえで責任をもって指導を行い、学校に報告します。
- (5) 保護者は登下校における災害・事故及び犯罪対応以外で、子供の携帯電話に連絡  
はし  
ません。
- (6) フィルタリングや使用制限を設定し不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫  
やパ  
ードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐようにします。
- (7) インターネット上のいじめやトラブル、犯罪被害等があった場合の相談窓口や関  
係機  
関を  
確認  
しま  
す。
- (8) 申請については年度ごとに行い、次年度以降継続する場合は、その都度申請書及  
び同  
意  
書  
を  
記  
入  
し  
、  
学  
校  
に  
提  
出  
し  
ま  
す。
- (9) 破損や盗難、紛失、個人情報の漏洩等については保護者の責任とし、学校に一切  
の責  
任  
を  
求  
め  
ま  
せ  
ん。

(10) 適切な使用や管理について、ガイドラインの内容を遵守します。

## 5 携帯電話使用について生徒の皆さんへの注意事項

学校への携帯電話の持込みは禁止しています。やむを得ない事情により、学校への持込みを申請する場合は、保護者とよく相談の上、上の手続きで申請をしてください。なお、申請しても許可が出ない場合もあります。

学校以外で携帯電話を使用する際も、次のことに注意して使用しましょう。

(1) 使用する時間や時間帯についてルールを決めて使いましょう。

(2) 自分や友達の写真、映像、情報（名前・住所・生年月日・学校名等）を誰かに送ったり、

SNS のせたりしてはいけません。

(3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムを買ったり、商品を申し込んではいけません。

(4) SNS など、インターネット上で知り合った人と会ってはいけません。

(5) 隠し撮りやその他犯罪につながることをしてはいけません。

(6) SNS やメールに人の悪口やうわさなど、いじめにつながることを書き込んだり、写真や動

画をアップしたりしてはいけません。

(7) SNS のグループでの仲間はずれや無理に返事を強要してはいけません。

(8) 携帯電話を使うことで、困ったことがあったら必ず保護者や先生などに相談しましょう。